

電気工事業者保安講習会実施要綱

第1 目的

電気工事業を営む者に対し、電気工事業者保安講習会（以下「講習会」という。）の実施を通じ、電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「電気工事業法」という。）の周知徹底及び技術革新の時代に対応した保安管理技術を修得することにより、業務の適正な実施を確保し、一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保を期するものである。

第2 受講対象者

電気工事業法に基づく新規登録業者及び更新登録業者の主任電気工事士とする。

第3 受講義務

電気工事業を営む者は、新規登録業者にあつては、登録後、更新登録業者にあつては、更新年度（5年ごとに一度）に受講しなければならない。

第4 講習内容

電気工事業法及び電気工事における保安管理技術に関すること。

第5 受講修了証の交付

講習修了者に受講修了証を交付する。

第6 講習会実施主体

埼玉県が実施するものとする。

附則

- (1) この要綱は、昭和60年10月1日から実施する。
- (2) この要綱の実施期日以前の、新規登録業者及び更新登録業者にあつては、昭和60年4月1日から適用する。
- (3) この要綱は、平成元年4月28日から実施する。

(昭和60年9月27日商工部長決裁)